

水産海洋新春放談会

「水産振興を考える」

主催 水産海洋研究会

日 時: 1988年1月7日 14時~17時  
会 場: 南青山会館会議室  
コンピナー: 奈須敬二(東海区水産研究所)  
小網汪世(海洋圏研究所)  
挨拶: 平野敏行(水産海洋研究会長)

話題及び話題提供者

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| 1. これからの遠洋及び沖合漁業振興について | 渡辺 洋 (遠洋水産研究所) |
| 2. 開発と環境をめぐる国際的動向と水問題  | 今井千郎 (国際協力事業団) |
| 3. 水産振興の基本的問題点         | 小網汪世 (海洋圏研究所)  |

趣 旨

日本の漁業は沿岸から沖合そして遠洋へと発展してきたが、200海里水域設定が前提となってきた近年、沿岸及び沖合漁業の重要性が指摘されてきている。

しかし、特に沿岸漁業は資源の減少、海洋汚染の進行及び後継者などの問題が介在し、苦境に直面しているのが現状である。

一方、水産庁では四全給を基盤としたマリノベージョン構想の実践により、沿岸漁業の振興を計っている。

更に、沖合、遠洋漁業においても、資源問題は深刻化し、新漁場並びに新資源の開発調査が実施されてきてい

る。しかし、200海里水域の制約で、その開発調査も新しい局面を迎えている。

かような日本の漁業をとりまく、社会環境の中において、沿岸、沖合、遠洋漁業のそれぞれ調和のとれた振興は、近代産業としての発展のための重要な課題である。

また、漁業低開発国の水産振興は、漁業大国としての日本の責務であるとともに、日本の海外漁業発展に寄与するところが、極めて大きいものと考えられる。

(コンピナー)

1. これからの遠洋及び沖合漁業振興について

—海洋水産資源開発センターの役割—

渡辺 洋 (遠洋水産研究所)

海洋水産資源開発センター(以後開発センターと称す)は昭和46年に200海里時代を予想し、公海域を中心に新たな漁場や資源を開発するために設立された組織である。当初は、まだ200海里水域があまり設定されていない時であり、今で言えば外国水域になる沿岸域や沖合域

を主に新漁場開発を行ってきた。即ち、北西大西洋のまぐろはえなわ、ニュージーランド及びアメリカ東岸域の遠洋底びき網、東部太平洋及びアフリカ西岸域のまき網、北米沿岸のさんま棒受網、ニュージーランド水域のいか釣、南方水域のかつお釣、ベンガル湾の底はえなわと日

本沿岸の沖合底びき網新漁場企業化調査である。47年度には南極海のおきあみ開発が加わり、更には深海漁場、母船式おきあみが加わった後、53年度からは新資源開発調査として北太平洋のしまがつお、さめ、そしてスリナム沖の深海性えび、北米水域のぎんだら、まだらが加わった。その後には南太平洋のあろつなすしまがつお、今年度からはがすとろ資源開発が始まっている。一方、この間に200海里水域が各国において設定され、開発調査は公海域を重点に置かざるを得なくなったと共に、日本近海の資源を見直す必要性にもせまられた。57年度からは、必ずしもその見地からではないが、近海かつお釣、58年度からはさばまき網、そして今年度からはかつお釣をベースとした沖合漁場造成に着手している。更には、63年度からは日本海の新大和堆の開発を目的とした、沖合漁場総合整備開発基礎調査が始まることになっており、開発センターの事業も遠洋から沖合域へと移行しつつある状況になってきた。そのような背景を基に、開発センターの今後の役割について事業別に考えてみた。

#### (1) まぐろはえなわ

漁船による開発が先行しており、未利用水域が殆どない。メバチを対象とした深繩の開発水域が若干残されているのみである。近年は技術開発を中心に調査を実施しているが、業界に受け入れられるようなものの開発は難しい。事業としては終了したとみるべきであろう。

#### (2) かつお釣

かつおを対象とした新漁場開発の可能性は十分にある。しかし、いずれも日本から遠隔な水域になり、当漁業が縮小されつつある現状において、開発の意義は極めて低い。残された道はビンナガを対象とした周年操業であるが、資源的、海況的条件において問題があり、実現は難しいとみる。現状のような開発調査を続ける必要はないとみる。

#### (3) まき網

現在、全漁船はいわゆる南方水域で操業を行っているが、対象魚種の変動性を考えると、代替漁場の確保が重要な課題となっている。インド洋の開発調査がほぼ成功した段階にあるので、次は熱帯太平洋の中～東部を目標にすべきであろう。問題は日本漁船の操業が国内規制で許可されていない水域の開発調査を、水産庁が許可するかどうかである。

#### (4) いか釣

いか類の分布が極めて広いこと、一般的に成長が長く、再生産が早いこと、漁場が日本近海、ニュージールランド水域、フォークランド水域とまだ限定されているこ

と等からみて、新たな資源開発の可能性が十分に考えられる業種である。

#### (5) 流し網

広く分散している魚群を対象とするには、極めて有効な漁法である。しかも、遠洋域への進出は遅く、したがって、新漁場開発の余地は十分にある。また、現在は表層のみを対象としているが、中層域を対象とする漁具の改良を行えば、開発の可能性は飛躍的に増大すると考えられる。問題は鯨類、海獣類、海鳥類等の混獲と、他漁業種を保護するための国内規制にしばられていることである。

#### (6) 遠洋底びき網

大陸棚及びその斜面を対象とした漁場開発は、ほぼ終了したと言える。しかしながら、中層域を対象とした部分については、まだまだ開発の可能性はあり、今後最も振興させるべき調査と考える。国際的にみて、日本としては後れている漁法であり、技術開発と合わせて、開発センターとしては最も積極的にやらねばならないであろう。各魚種に合った曳網方法の確立を期待したい。

#### (7) 底はえなわ

公海域における未開発域が、小さな海山や堆に限られており、新漁場開発の可能性はあまり無いと考える。

#### (8) さんま棒受網

日本近海のさんま資源が安定しており、したがって、現状において遠隔地に新漁場を開発する意義はあまりみられない。ただし、天皇海山周辺の魚群が海況条件によって二分され、日本近海に来るものと東へ行くものがあるという意見があり、この東進する魚群を対象とした漁場開発が重要であろう。

#### (9) まき網(さば)

マサバ太平洋系群資源が低水準期にあり、沖合域の漁場開発は全く無意味である。

#### (10) 沖合底びき網

水域、資源どちらも利用しつくされており、開発の余地は全くない。

#### (11) 沖合漁場造成及びかつお釣(近海)

近海域におけるかつお釣の漁場開発は不必要である。パヤオを使用した漁場造成も、既に沖繩水域では一般化されており、開発センターが敢て実施する必要はないとみる。

#### (12) あろつなす・しまがつお新資源

両魚種とも分布についてはほぼ判った状況にある。資源量もかなりあるようで、魚価の問題が解決すれば、企業化が十分考えられる。ただ商品化に焦って加工中心と

した調査を続けるのは問題であろう。調査そのものとしてはほぼ終了したとみる。

### (3) がすとろ新資源

本種はまぐろはえなわの混獲魚としてなじみのものである。漁場の遠隔さからみて、企業化として考えずに、資源を重点にした調査に当面は考えるべきであろう。

以上、業種別に概略的に述べてきたが、それらをまとめて、開発センターの今後の役割について考えてみた。

まず始めに、これからの遠洋漁業において何を振興させるべきか述べたい。筆者は中層トロールを挙げたい。将来、効率性からみて最も可能性が感じられる。恐らく、遊泳力の強いかつお・まぐろも中層トロールによって漁獲される時代が来るとみる。しかし、国際的に見て、この面の技術は日本は後れている。それ故、開発センターが積極的に取組み、ソ連並みの力をつけるようにして貰いたい。また、コッドエンドにポンプを設け、曳網しながら魚を船内に取込めるような先駆的な技術を、是非実現化に向けて行ってほしいと思う。次にはまき網である。まだ調査すべき水域が残っており、素群操業の技術向上と合わせ、今後やるべき課題がある。第三に流し網を考えて貰いたい。混獲対策もみるが、未利用の中層域に焦点をあてた調査が期待される。第四にはいか釣である。技術的に最も省力化が進んでいること、資源的にみて未利用種の存在が期待できることから、例え遠隔地であっても企業化の可能性は十分にあるとみる。

ところで、開発センターの業務が遠洋から沖合へと移行しつつあると冒頭に述べた。この時期になって、果して日本の沖合域で開発振興の可能性はあるのだろうか。

日本の沿岸から沖合水域には種々の漁業があり、それらの中において、行政が調整により各漁業の維持を行っている。そして、各漁業は調整による枠（規制）内で、極限に近い状況で操業を行っている。それ故、余裕のある空間は殆どないのが現実である。わずかにあるのが、遠洋水域と同様に、中層域である。しかしながら、純粋に未利用な資源がそこに棲息しているのではなく、生活史の中のある時間の中で分布していると考えられるものが多く、中層域への漁獲努力量の増加は、当然既存の漁業に影響を与えることが予想され、新たな調整問題を引き起すであろう。結論的に言うと、沖合域の漁業振興は、常に調整とのからみの中でしか動けない状態であり、それ故、開発センターの今後の取組みは、この問題の解決が前提と言いたい。このことは遠洋漁業振興においても同じである。産業は本来効率性を求めて進展するため、非効率なものは次々淘汰されて行く。しかし、漁業のみが調整によって非効率性が保護されるという矛盾が漁業の真の発展を阻害していると考えられる。

開発センターは、これまでの16年間に、遠洋漁場開発に多大な貢献を行い、遠洋漁業の活性化の重要な部分を担ってきた。今後ともそれが期待されるわけであるが、現状的には必ずしもそうではない面が表われてきている。開発センターの機能を良く知る者にとっては、やはり開発センターは遠洋漁業開発にその能力が発揮できるどころと信じている。開発センターの漁業開発振興に、遠洋漁業の将来を託したいと考えるので、敢て苦言を述べさせてもらったことを了解願いたい。

## 2. 開発と環境をめぐる国際的動向と水問題

今井千郎（国際協力事業団）

### 1. 開発と環境の問題に対する国連機関、国際機関の取り組みの変遷と特徴

1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議は、先進国と途上国が一堂に会し環境問題について話し合った初めての国連会議であった。当時の環境問題の焦点は専ら“環境汚染＝公害”の問題であった。この会議では先進国と途上国の間で問題の考え方、取り組みについて意見の食い違いがあらわになった。開発と環境は矛盾する問題である、低開発こそ環境問題の原凶、環境

保護よりまず開発を等が途上国の主張であった。

最近この問題に対する考え方、取り組みに大きな変化が出てきた。従来の“開発か環境か”という対立的な捉え方から“環境資源（森林、土壌、水）を途上国の持続可能な開発の基盤”と捉え、環境問題を「資源・人口・開発・環境」というフレームワークの中で捉えようとする総括的な対応への変化がそれである。途上国に於ける開発計画、開発行為が環境資源の劣化を生み、そのためにかえって途上国の将来の発展の基盤を崩す事態を生み

かねないという危具が、この変化をもたらした一つの大きな要因と考えられる。途上国の資源に深く依存している先進国にとってもこの問題は深刻である。又、熱帯林の破壊がもたらす地球規模での降雨パターンへの影響など、途上国の環境資源の問題は先進国も含め地球全体の問題ともなっている。この様に開発と環境を巡る問題は先進国と途上国共通の問題になってきている。

このような事態の進展を背景に、開発援助プログラム・プロジェクトに環境配慮を組み込み、持続可能な開発を確保しようという活動が表1（末尾に掲載）に見るように UNEP, OECD, 世界銀行（以降世銀と略する）、アジア開発銀行等を中心に活発になってきている。特に、1987年5月に発表された世銀の環境問題取り組みの抜本的強化策は注目にあたいしよう。又、1987年の OECD の勧告によりわが国も開発援助プロジェクトに環境配慮を組み込むことが求められている点も忘れてはいけないであろう。

## 2. 水をめぐる開発と環境の問題

緑、土、水で構成される一つの系のバランスが維持されている中でこそ水の健全性は確保され、上水、農業、発電、養殖といった様々な利用がなされ、それが途上国の発展を支える基盤ともなっている。最近、上述した系の要素のうち緑＝森林の脆弱化、劣化により土、水の問題が引き起こされている。表2に土壤侵食の例を示した

表2 世界の土壤侵食の概算推計値

国	全耕地面積 (100万エーカー)	過度の 土壤流失量 (100万トン)
アメリカ	413	1,500
ソ 連	620	2,300
イ ン ド	346	4,700
中 国	245	3,300
上記4カ国計	1,624	11,800
その他の諸国計	1,499	10,900
世界合計	3,123	22,700

出典: Worldwatch Institute estimates.

が、このような土壤侵食は単に土壤が持ち去られるといったことに留まらず、農地の生産力の低下、ダムの沈泥化、養殖用池の水質劣化等を引き起こすことにもつながる。森林の劣化以外にも水の健全性を弱める物がある。農業、未処理の工場排水・家庭排水がそれである。この様に陸水の健全性を弱める要素が強くなってきていることを危具し、UNEP ではアフリカの陸水の保護のためのプログラムを検討し始めている。

目を沿岸地域に転じると、マングローブ林を巡る問題が浮かぶ。マングローブ林はえび、かに等の水産資源を支える貴重な場であり、更には台風等による洪水を緩和するといった自然の防波堤の役割を担っている。このマングローブ林を伐採し、エビの粗放的な養殖を行うといったことが一時盛んに行われていた様である。しかし、かえってえび、かにの生産機能が低下したため最近では内陸に池を作りそこでえびの養殖を行うようになって来ているようである。しかし、一度破壊したマングローブ林は簡単には復元できない。マングローブ林を管理する発想に立てば、マングローブ林が有するえびの生産機能を利用しつつ、集約的養殖は内陸の養殖池を使う等の方法が考えられてしかるべきであったろう。貧しいが故に安易な破壊という手段でしかえびの生産を行ってなかったという背景はあるかも知れないが、えびの主要輸入国が我が国であることを考えると、このような事態を避け、地域住民がマングローブ林を活用しつつ、現金収入を得られることを確保し、それによって地域全体が、マングローブ林に依拠した持続可能な開発を行い得るようにする協力を考えなければならないのではないだろうか。またこのような地域レベルでの持続可能な開発という考え方は、何もマングローブに限らず環境資源に依拠した生産活動（漁業活動はその最たる活動形態であろう）、或はそれに対する協力を考える場合に常に念頭に置いておく必要があると思われるのである。

## 3. 終わりに

持続可能な開発を保証するために、開発プログラム・プ

表1 環境関連主要国際行動年表

年/月	行 動	主 要 内 容
1970/5	OECD に環境委員会設置	食料、資源の問題は、現在の人口増加及び資源消費のペースが続けば21世紀には世界に重大なアンバランスを招く 「かけがえのない地球」のスローガンの下、低開発が生む環境問題、開発と環境保護の矛盾の調整、天然資源保護、一次産品問題等を検討
1972/3	ローマクラブ「成長の限界」を発表	
1972/6	ストックホルム国連人間環境会議	

水産海洋 新春放談会

年/月	行 動	主 要 内 容
1973/6	経済五団体(経団連等)「発展途上国に対する投資行動の指針」を公表	「受け入れ国の環境の保全に十分努めること」との一項が記述されている
1979/12	プラント委員会報告発表	「南」と「北」の相互利益の分野が増大との認識のもと、「援助から相互依存へ」「食糧援助より投資を」、「貧困国における高まる需要の圧力と資源管理の代替手段の欠如が森林減少、砂漠化等の問題を生ずる」等の見解を展開
1979/1	米国の環境諸規制の海外適用に関するカーター大統領の行政命令第12114号	合衆国の外交政策および国家安全保障政策との一貫性を保ちつつ、国家環境政策法(NEPA)等の目的を達成するために、合衆国以外の環境について連邦政府諸機関が実施する手続きおよびその他の行為についての決定であって、これによってたとえば米国がからむ米国以外での活動の許可/認可にあたり環境影響評価書を考慮することとなった
1979/12	BOARD of ADB(アジア開銀)「銀行業務における環境配慮」を公表	銀行業務の中でいかに体系的に環境問題に取り組みかの勧告、および「環境専門員」のリクルートの勧告(環境専門員については1981年12月初採用)
1980/2	世銀、UNDP等10機関「経済開発に係る環境政策及び手続きに関する宣言」を採択	長期的には環境保護と経済、社会開発は両立するだけでなく、相互に依存し補強しあうものであることを確信し;人口増加およびそれに伴う土壌資源、生態系への圧力にかんがみ環境に配慮した責任ある開発の必要性を承知し、①経済開発活動の計画および実施に環境上の措置が組み入れられるよう各国政府、関係国際機関と協力交渉に入る ②環境問題に関する研修等の技術援助を行い開発途上国の能力を開発し、途上国間の技術援助を促進する ③人間環境、生活の質およびそれらに関連する資源の保護、回復、管理、向上を目的とするプロジェクト提案に積極的に考慮を払い適宜支持すること等を宣言
1980/7	カーター政権「西暦2000年の地球」を公表	
1980/12	国連総会「新国際開発戦略」決議を採択	GNPの0.7%のODAという目的を1980年代後半に達成し、その後1%目標もできるかぎり早期に達成すべきことを決議。「L環境」の章において、①健康/栄養/一般福祉は環境と資源の保全と生産力とに基づいているため、開発活動の環境的、生態学的な健全性を促進するための諸措置は引き続き発展すべき ②援助側は、途上国の要求に応じ、計画の企画、実施にあたり環境的側面を考慮するための費用を融資の全体的枠内で賄うことを検討する旨述べられている
1982/6	ストックホルム国連人間環境会議10周年記念会合(ナイロビ)	ストックホルム会議以降の進展/制約を「回顧と展望」報告書の中で展開。「宣言」の中で、“環境、開発、人口、資源の相互の関連を重視した総合的計画が持続的社會經濟發展の実現に必要”との新たな認識が出てきたことを強調
1983	OECDに「環境アセスメントと開発援助特別グループ」設置	政府開発援助事業を行うにあたって、環境アセスメントが必要となる事業/立地場所および必要とされる援助国の組織上の改善について検討
1984/5	世銀「環境問題に関する政策ガイドライン」を公表	深刻な環境劣化を引き起こすプロジェクトには融資をしない等の方針およびプロジェクトサイクルに環境調査を位置づける等の手続きを明記
1984/6	ESCAP アジア環境法専門家会合東京にて開催	環境と開発の統合をスローガンに、環境関連の法制度の現状、法制度面での今後の課題を検討。
1984/11	世界産業会議パリにて開催(UNEP、国際商工会議所)	環境管理は持続的經濟發展にとり必要不可欠、環境保全のためには治療でなく予防的/予見的アプローチをとるべきとの合意。

年/月	行 動	主 要 内 容
	主催)	産業界が一層環境管理に取り組むべき、情報交換の促進のため政府/産業界の協力改善が必要、技術研修/投資分野での先進国と途上国との関係強化が必要等の勧告を採択。
1984/12	ロンドンサミット環境大臣会議	環境資源は経済開発の基盤でありかつ制約要因であるとの基本認識の下、資源開発は産業、貿易の見地からも持続可能なものであるべき、先進国の利益は途上国のそれと相互に関連、環境資源管理は国際政策の重要なコンポーネント等の見解を展開。
1985/2	ESCAP 環境大臣会議	環境と開発の統合をうたった宣言、および行動計画を採択。
1985/6	OECD環境大臣会議	宣言「環境：次世代のための資源」の中で、継続的な環境改善と持続的な経済成長は OECD 加盟国の政策目標であることを確認し、経済全般にわたる政策の立案および実施の早い段階で環境に関する配慮が十分に取入れられることの確保、環境資源の管理の改善、および開発途上国における環境保全上健全な開発の促進の援助等を宣言。
1985/6	「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメント」に関する OECD 理事会勧告採択	環境に著しい影響を及ぼす可能性のある開発援助プロジェクトおよびプログラムについては、可能な限り早い段階において適切な程度に環境アセスメントを行う、環境アセスメントの対象とするか否かの判断は被援助国の法制度、社会状況、環境状況および付属書に掲げられている事業と立地場所の特性に配慮する等を勧告。開発援助委員会 (DAC) と協力し必要な手続き、手順、組織、リソースに関する指針の作成を環境委員会に指示。(1986年の理事会勧告参照)
1985/11	OECD 「多国籍企業の行動指針」パラ2の環境に関する事項の解釈、OECD 理事会で採択	企業は、@意志決定に際し環境に影響を及ぼすかもしれない企業活動の予見しうる結果を予測し考慮する @環境および健康に対する潜在的影響について十分かつ時宜を得た情報を提供する @事故の危険および環境破壊を防止するため従業員の研修、訓練および事故に備えた計画の準備等を行う。
1985/6	ESCAP 「環境アセスメント；計画及び政策決定者のためのガイドライン」を発表	環境と開発の統合のためのツールとなることを目的として作成されたもの。第1部は環境アセスメントの概観、組織/構成の側面、方法論、セクター別ガイドライン、第2部はアセスメントのいくつかの手法、形態の適用に係るケーススタディーよりなっている。
1985	WHO 「開発に関連する環境汚染の防止」(WHO専門委員会報告書) 発表	専門委員会のマンデート (環境汚染に起因する途上国の健康問題の特徴、要因の把握、健康影響防止の技術上/管理上の問題解決策の提案等) に基づく検討結果を取りまとめた報告書。報告書では、1 途上国における化学汚染、2 農薬と住民、3 都市化と公衆衛生、4 エネルギー生産と工業化、6 政策、7 国際機関の業務、8 勧告 を取り扱っている。
1986	FAO 「FAO と環境」を出版	途上国の環境問題とその解決のために FAO が取っている対策についてとりまとめた報告書、第一章：食料生産システムに不可欠な自然資源基盤 (土地と水、森林資源、漁業資源、遺伝子資源) 第二章：環境管理 (乾燥地/半乾燥地の管理、沿岸生態系、野生生物および保護地域の管理、砂漠化、焼き畑農業、流域管理) 第三章：汚染対策 (食料/飼料のコンタミ、殺虫剤、パルプ産業) 第四章：法的枠組み
1986/10	「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントの促進に必要な施策」に関する OECD 理事会勧告採択	勧告の主要点；(加盟国政府に対し)、 a 援助におけるアセス政策の正式な採択を積極的に支持すること、 b 開発援助の計画と実施に責任を有する部局内に右手続きを実施するための責任体制を確立すること、 c 援助機関の本部にアセスを監督、指導する責任体制を確立すること、 d アセス実施に必要な人的、財政的リソースが供与されることを確保すること。(DAC および環境委に対し)；勧告実施のために採られたすべての施策等について

プロジェクトに環境配慮を組み込むことが世銀、OECD等様々な国連機関、国際機関で本格的に検討され始めてきた。環境資源は途上国の将来の発展の基盤であり、且つ先進国もそれに大いに依存している。特に日本は途上国の環境資源に深く依存しており、他の国以上に環境上

の配慮に意を尽くさなければならない位置にある。陸水、海洋が育む水産資源を「まご子の代」まで安定的に活用しようとするならば、特に途上国の水環境の管理に対する協力を惜しんではいけないと思われるのである。

年/月	行 動	主 要 内 容
1987/2	国連環境特別委員会 (World Commission on Environment and Development) 東京会合:「東京宣言」採択	3年以内に理事会への報告書を作成すること (1985年の理事会勧告参照) 附属書Ⅰ「開発援助活動に係る環境アセスメントプロセスを確立するためのアプローチ」 附属書Ⅱ「開発途上国の環境アセスメント実施能力向上のための方策の提案」 東京宣言で下記8項目の緊急戦略を採択 1.経済成長の復活 2.成長の質の変換 3.資源基盤の保護と強化 4.持続可能水準の人口の確保 5.技術の方向転換と危機管理 6.意志決定における環境と経済の統合 7.国際経済関係の改革 8.国際協力の強化
1987/5	CONABLE 世銀総裁: 環境保護のための世銀の新施策についてスピーチ (at Dinner of the World Resources Institute)	1. 世銀にトップレベルの環境局を新設。 2. Regional Environment Offices の新設。 3. 30カ国の脆弱途上国の環境の脅威を緊急にアセスする 4. アフリカの砂漠化と森林減少に対するイニシアチブを強める。 5. 森林プロジェクトへの貸し付け2倍増を含め、熱帯林保護の Global Programme への参加 上記に加え、a. 環境の濫用を促進する経済政策の是正 b. 環境的に健全な小規模の活動の奨励に新たな重点を置く。 (1および2により環境スタッフは17名から60名へ増員)

(作成) 今井による。

### 3. 水産振興の基本的問題点

小 網 汪 世 (海洋圏研究所)

#### 1. 漁業を支える基本条件の変化

(1) 第2次世界大戦が終結して、日本の漁業が零から再出発をしてから、早くも40数年の歳月が流れ去った。この間に漁業者の生活を成り立たせる条件は4つの段階で変化している。

〔第1の段階〕……沖に出て、一生懸命魚を獲って、魚市場に水揚げをすれば、人並み以上の生活が出来た時代。

〔第2の段階〕……あらゆる意味を含めて……「如何に魚を獲って来るか?」と言うことと、「獲って来た魚を、どのようにして売り捌くか?」と言う2つの課題の接線上で漁業者の生活が成り立っていた時代。

〔第3の段階〕……資源～漁場～生産～加工～流通を一

体的に管理 (総合管理型漁業) して行かなければならない時代。

〔第4の段階〕……第3の段階を基盤として夫々の地域の特質を生かし、他の第1次産業及び第2次・第3次産業とも提携し、更に対外交流をも深めて、これ等の相乗効果・複合効果を計って行かなければならない時代。

なお、第3・第4の時代には、〔水揚量〕ではなく、〔総水揚金額〕を努力の対象としなければならない。

このように漁業を成立させ、漁業者の生活を保証する条件が変化しているにもかかわらず、漁業関係者の対応は、〔第1の段階〕か〔第2の段階〕に止まっている故、漁業の急速な衰退・没落が進行している。

(2) 4つの段階の変化は、科学技術の進歩に伴う漁獲

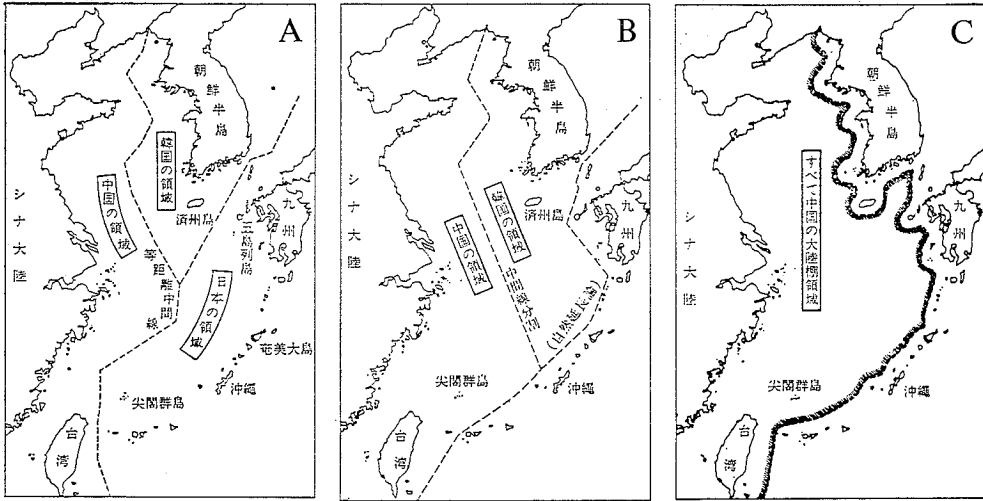


図1 A: 日本の主張する大陸棚の等距離線分割案  
 B: 韓国の主張する大陸棚自然延長論  
 C: 中国の主張する大陸棚独占論

倉前盛道著「悪の論理」より

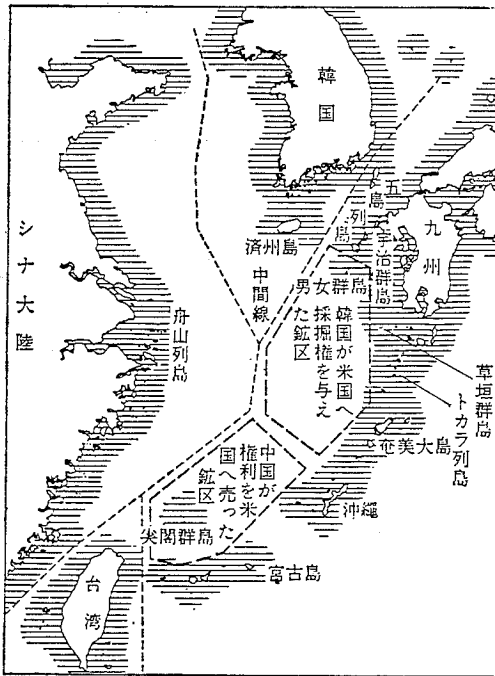


図2 韓国と中国(台湾)が米国のメジャーに売却した海底

倉前盛道著「悪の論理」より

努力の増大、第2次産業の発展と比例した海洋汚染の進行等による水産資源の枯渇も上げられるが、最大の要因は200 哩時代の到来によって、有史以来続いて来た〔海洋自由の原則〕が否定されたところにある。

(3) 200 哩時代とは〔各国が戦争をしないで領土と資源とを増大させ得る最期にして唯一の機会〕であったのだが、残念ながら日本の水産関係者は、この本質を見抜くことが出来なかった故に、有効な対策を講ずることが出来ず、今日に至っている。

(4) 上記の諸環境・諸条件の変化によって、〔漁業と言う枠の中〕だけで物事を考え、処理していると、全てが行詰まって、どうにもならない状態に立至るから、広い視野の下に水産以外の部面での対応が必要になって来る。その事例を次項に示す。

## 2. 水産振興のための基本的問題点

韓国・台湾等の漁船の西日本海域における密漁問題や操業規制の違反から、この数年来、日本の南西部～朝鮮海峡～黄海～東支那海に200 哩ライン設定の必要性が漁業関係者から訴えられているが、この問題の背後には複雑な国際情勢が絡んでいることを見落してはならない。

昭和52年の春、国際海洋法会議の決定を待たずに200 哩経済水域の設定に踏切った米・ソ両国に対応するため、日本でも200 哩経済水域を設定したが、韓国と中国に接する部分を除外した理由は、当時韓・中両国が200



漁体制を取っていなかった故ではなく、既にこの時点で境界線を引くことが出来ない問題が存在していたことによる。

(1) 韓・中両国との間の 200 哩境界線の設定について

① 日本は(図1-A)に示す如く「沿岸からの等距離線を主張……通常狭い海域で各国の 200 哩水域境界線を設定する場合、この方法が用いられている。

② 韓国は(図1-B)の如く中国との境界線は等距離法を、日本に対しては大陸棚の末端までの領有を主張。

③ 中国では(図1-C)の如く中国による黄海・東支那海の大陸棚の独占を主張。

(2) なお、前記の 3 国の「主張の喰い違い」以上に重大な問題が存在している。

① それは(図2)の如く、日本の主張する等距離境界線から南西諸島周辺に至る海底(日本が領有出来る海底)を韓国と台湾が、アメリカの石油開発会社に既に売渡してしまっていることである。

② 問題点は日本と韓・中両国との今後の交渉で日本の主張が通ったとしても、海底油田の採掘権はアメリカの企業が所有していると言う事態である。

③ 韓国政府は昭和45年、この海底を含めた大陸棚の石油開発権をアメリカの石油メジャーに与えた。

日本政府は直ちに韓国に対して会談を申し込んだが両国の主張は平行線を辿るばかりだった。

④ 昭和49年1月、ソウルで「日韓両国に隣接する大陸棚南部の共同開発に関する協定」の署名(田中内閣)が行なわれた。

協定の内容は、将来日本の主張が通れば日本の領土となるべき海底の開発は、米・韓・日が共同で行い、韓国の領土となる海底は、米・韓のみで行う……と言う不公平・不合理なものである。

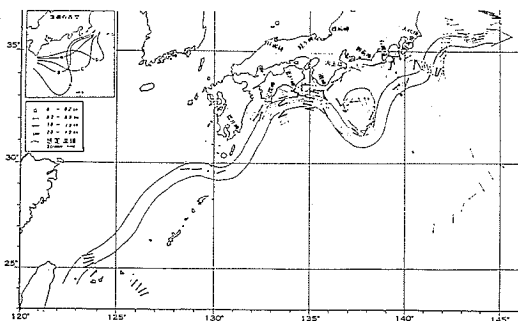


図3 黒潮の流れ

(3) 更に最大の憂慮は下記の事態の発生が予測されることにある。

① フィリピン諸島の沖合から、南西諸島沖の東支那海側を経て日本列島の太平洋岸を東北進する黒潮は「海の生産コンベアー」として、暖水性水産資源を卵→稚魚→幼魚→成魚→親魚と育てつつ流れ続けている(図3)。

② この黒潮の中で産卵場や稚魚が育って行く九州南西の沖合から南西諸島にかけての海域に、海底油田採掘の油井が林立することは、この海域に一大人工魚礁群を建設することになるので、この部面だけ見る限り喜ばしい事態と言えよう。

③ 然し、この油井で事故が発生して原油が海中に漏れると「海の生産コンベアー」は一挙に汚染され、卵・稚魚・幼魚等は死亡し、成魚・親魚等は、他の海域に逃去と言う事態となり、日本の水産業は大打撃を受け、我々の生活も、危険に晒される可能性が大きい。

④ これらの事態への対応なしに、この海域の海底油田の開発を行うべきでないことは明白だが、開発の主導権が日本政府ではなく、アメリカの石油メジャーによって握られていることは憂慮に耐えない。

この海域に 200 哩の境界線を引くことを念願し、運動している人々も、この点まで問題を掘り下げて対応を考えて行かないと、日本の漁業の長期的な安定は得られない。

### 3. 漁業総点検の必要性

(1) 再出発以来40年余りの時間の中で後半20年が日本の漁業受難の時代だが、斜陽化の要因は外圧や外的条件の変化より、漁業関係者自身の対応の姿勢にあった。

何か事が起ると、問題点を徹底的に究明して対策を立てるのではなく、「大変だ」「大変だ」と騒いで、結局「国よ何とかしてくれ」「金を出してくれ」と言うパターンの繰返し故、問題の根本的な解決は何一つされておらず、問題は先送りされ、その集積が再建・再発展の道を閉ざしている。

(2) 戦後42年を経たと言うタイムスケールが、どのようなかを知る方策として昭和20年から42年前を逆算すると明治36年になる。あの時点に於いても日露戦争前と言うことは昔々のことで、これと同様に日本の漁業が零から再出発した当時に改められた制度・組織・生産体制等は、既に見直しの時期が来ている。

それ故に、日本の漁業の総てに亘っての総点検、水産行革が必要となっている。

#### 4. 総点検による幾つかの問題点

##### (1) 作り育てる漁業への疑問

① 「獲る漁業から、作り育てる漁業へ」と言う事は現在漁業改革の主流となっているが、漁業の現場に踏込んで水産振興と取組んで見ると、キャッチフレーズと現実の大きなギャップに疑問を抱かざるを得ない。その一例が、現地からの依頼に依って実施した熊野灘の一地域の水産振興調査の結果であった。

② 「熊野灘は、かつて日本の3大漁場の一つだったが、現在ではブリを始めとする資源が枯渇したので、作り育てる漁業に変えて行こう」と言うのが、この地域の漁業関係指導者層の意向だったが、現地の実状はリヤス式海岸の入江が長年のハマチ養殖で、水質・底質共に悪化の一途を辿り、1ヶ統で養殖生簀3~4台と言う制限があり、現行の方式では養殖業の発展の余地は存在していない。これに反して大多数の漁業者が内湾の養殖業に転向した後の沖合の漁船漁業には発展の余地が残されていた。

③ なお、最重要な事柄は、かつての日本の3大漁場の1つが「何故にダメになったのか」、「資源の復活は可能か、不可能か」、と言う課題が全く検討されていない点にある。

④ 同じ日本列島のリヤス式海岸地帯としての三陸沿岸の水産養殖事業と熊野灘、サケの孵化放流事業とハマチ養殖業とを対比し検討させることで、ブリの生産に対する一つの方向を見出したが、時間(紙面)の関係から後日情報欄への投稿で詳細を報告する。

##### (2) 減船と漁港整備の矛盾

これは全国に亘る問題だが、各漁港では、拡張・整備が進められているが、水揚量の減少に依って古い施設で十分に処理出来る地域もあり、予算の関係もあって建設が途中で停止している状況が各地で見受けられる。遠洋漁業だけでなく沖合・沿岸に於いても、減船が各地域で進行している折から、他地域の漁船誘致による水揚の増大を各漁港が競っても水揚の増大にはつながらない。

これからの漁港は、規模の拡張より、機能の転換が必要となっている。

##### (3) 今一つの問題として「魚礁造成が有効か無効か？」

と言う問題もあるが、これは次回に譲る。

#### 5. 21世紀を踏まえた水産振興の方向

あと12年で21世紀、再出発から現在迄の約1/4の時間で到達する歴史の節目までの期間に、生残りと再発展の為に日本の漁業は何を必要としているのか、それは下記の3事項の導入を基幹とするものと思われる。

##### (1) 水産業への地政学の導入

生残りと新しい発展を求めると、これまでの漁業の枠を外して広い視野で未来を展望する手段として、地政学の漁業への導入が必要となって来る。

グローバルな規模と背景を持つ日本の漁業には、他の国際的企業と同様に、小範囲で見れば漁村・水産都市の規模に於いても、広い範囲で言えば全地球に亘るスケールでの、戦略的思考を必要としている。

##### (2) 漁業から水産業へ

水産高校の教科書を見ると「水産業とは漁業・養殖業・加工業・流通を総称したもの」と定義づけられているが、生残りや新しい発展の為に水産業を読んで字の如くに「海から、あらゆる物を生み出す産業」と解釈して行く事が必要で、この視点に立てば、今までとは異なった新しい方向と無限の可能性が開かれて来る。

その1例を示せば、海藻から紙や繊維を作り出す「藻紙工業」で、その基礎を形成するものは現在の海苔養殖を取上げる事が出来る。「海苔」こそパピルスに類似する原始的紙の生産に外ならない。

##### (3) これからの水産社会形態としての「海洋生産公園」について

これまでの「漁村対策」は、各施設の整備拡張……即ちハード面だけに注がれて、ソフト面……即ち漁村や漁業者の家庭の内部崩壊をくい止める方策は一つも実施されてはいなかった。この方向からの対策として、漁港・漁場・漁協・魚市場・加工施設・集配施設・居住等の漁村・水産都市のすべての生活生産空間機能と機構とを含めて、ゆとりのある生産と生活とを営むことの出来る社会組織と生活圏の建設が必要で、生産と観光とが、共存ではなく一体化し得るような方向を具体化してゆくことが必要。……このような水産を基盤とした生産と生活圏を、「海洋生産公園」と呼ぶ。